

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨城町長 小林 宣夫

市町村名 (市町村コード)	茨城町 ( 302 )
地域名 (地域内農業集落名)	川根地区 ( 木部西部、木部東部、木部南部、飯沼、上飯沼第1、上飯沼第2、下飯沼、下土師仲塚、下土師宿、下土師新地、赤坂、奥谷、越安、蕎麦原、駒渡、野曾後谷、野曾、南栗崎、南川又、千勝 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 9月 25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、田の面積377.90haに対し、普通作を中心とした担い手農業者は34経営体(11.11ha/1経営体あたり)。畑の面積587.97haに対し、畑作を中心とした担い手農業者は35経営体(16.80ha/1経営体あたり)となっている。集落の範囲を越えた農地集約の検討が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手の減少が予測されるが、兼業農家のほか、新たな担い手を確保し、積極的に農業に取り組めるよう推進するとともに、新たな集落営農組織が立ち上がるよう支援する。
- ・夏の猛暑など気候変動が起きている中で、水稻については、暑さに強い品種の導入や、植付け時期を遅らせるなど多方面から比較検討し、農業の維持発展を図る。
- ・木部地区から下飯沼地区にかけて水田の基盤整備に取り組むほか、下土師地区においても3年後を目途に基盤整備を進め、農地の集積集約を図る。
- ・上飯沼南部の畑では、ほ場の状態が悪く、狭小地が多いため、畑地整備事業の導入を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	960 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	960 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内における今後中心となる担い手農業者の耕作面積のうち、後継者未定の耕作面積や、今後中心となる担い手農業者以外の耕作面積のうち今後貸し付け意向のある農地については、地域内における今後中心となる担い手農業者44経営体を中心に集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、国営緊急農地再編整備事業を活用し、越安団地(越安、蕎麦原)と奥谷団地(赤坂、奥谷)の基盤整備を実施する。県営農業競争力強化農地整備事業を活用し、木部飯沼地区(木部西部、木部東部、飯沼、上飯沼第1、上飯沼第2)の基盤整備を実施し、下飯沼地区(下飯沼)の基盤整備を実施する。また、下土師地区においては、3年後を目途に基盤整備を始める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業公社、農業経営・就農支援センター、県央農林事務所経営・普及部門、JA水戸等と連携して相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、情報提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定農業者への移行に向けた相談対応等を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の集落営農組織を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①ハクビシンやイノシシなどの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には罠の設置など速やかに対応できる体制を構築する。
- ②農薬や肥料などの資材価格高騰を受け、資材の使用量低減に関する技術・情報の収集、周知を行う。
- ③担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。